

40歳を過ぎたら年に1回は検診を

市民検診を 受けましょう

市民検診は、生活習慣病などを早期に発見するための検診です。都合の良い日・会場を受診してください。
対象 区内在住の40歳以上の方(結核検診は15歳以上)

内容・費用
基本健康診査：血圧測定、血液・尿検査、心電図等、500円

結核検診：胸部間接X線撮影、無料
肺がん検診：問診の結果、必要と認められた方、喀痰細胞検査、千円
肝炎ウイルス検査：(受検条件あり)血液検査、千円
健康づくり推進課普及担当(☎371・7292)



南禅寺三門 知恩院三門に並び「京都三門」の一つに挙げられている東本願寺の門を次の①②③の中から選んでください。

- ①御影堂門
- ②楠の門
- ③阿弥陀堂門

はがきに、クイズの答え・郵便番号・住所・氏名・年齢のほか紙面への感想を書いて、4月28日(金)必着で〒600



2月15日号の解答

京都タワーが建設されたのは②京都中央郵便局の跡地でした。多数の応募ありがとうございました。

市民検診の日程・会場

月	日	会場	月	日	会場
5	8(月)	崇仁小学校	6	20(火)	元安寧小学校
	9(火)	六条院小学校		27(火)	七条小学校
	11(木)	総合教育センター		29(木)	淳風小学校
	16(火)	ひと・まち交流館 京都	7	3(月)	七条中学校
	22(月)	洛央小学校		4(火)	七条第三小学校
	23(火)	修徳せんだんホール		31(月)	梅運中学校
6	29(月)	皆山中学校	8	28(月)	植柳小学校
	30(火)	成徳中学校		30(水)	醒泉小学校
	7(水)	学校歴史博物館		9	4(月)
	8(木)	西大路小学校	5(火)		光徳小学校
	13(火)	修徳せんだんホール	11(月)		元格致小学校
	15(木)	尚徳中学校	14(木)	梅小路小学校	
19(月)	都文中学校				

印の会場では、車いすに乗ったままX線撮影が受けられます。
時間 いずれも午後1時30分～3時30分(全会場共通)
今年度から65歳以上の方の基本健康診査での検査項目が追加されることで、待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

下京区レディーススレーパーボール祭典

主催 下京区体育振興会連合会

3月19日に開催されたレディーススレーパーボール祭の優秀チームを紹介しよう。

第1部 格致体育振興会
安寧体育振興会
七条体育振興会
七条第三体育振興会
淳風体育振興会

第2部

けすぞう君の防災 Q&A 「住宅用火災警報器」の設置が義務化されます



こんにちは、けすぞう君です。今回は、設置が義務付けられる、住宅用火災警報器についてお話をします。

Q 住宅用火災警報器(以下「住警器」とは、どういうものですか。

A 天井や壁の高い位置に取り付けて、火災の煙や熱を感知すると警報音で火災の発生を知らせるものです。感知の仕方によって煙式・熱式、設置位置で天井取り付け式・壁取り付け式などの種類に分かれます。



Q なぜ、住警器の設置が義務化されるのですか。

A わが国では、住宅火災によって亡くなる方の数が増えており、その約7割が逃げ遅れによるものです。その一方で、住警器の設置を義務付けているアメリカやイギリスでは、住警器の普及が進んだことにより死者数が大幅に減っています。このことから、消防法や火災予防条例が改正され、すべての住宅に住警器の設置が義務付けられました。

Q いつから設置する必要がありますか。

A ①新築住宅は、平成18年6月1日から、②既存住宅は、平成23年5月31日までに、

設置しなければなりません。

Q どこに設置するのですか。

- A 次の場所の天井か壁に設置します。
- ①寝室(就寝に使用する部屋)
 - ②階段(寝室に使用する部屋がある階(1階を除く))
 - ③台所

Q 価格はどれくらいですか。

A 機能により差はありますが、一般的に6～9千円程度です。市では今年度から住警器を低価格で購入できる制度をスタートさせます。詳しくは、内容が決まり次第お知らせします。

Q 悪質な訪問販売があるようですが、どのようなことに気を付けたらよいのですか。

A 住警器の設置が義務化されたことを悪用する次のような業者にご注意ください。

- ①「消防署の方から来ました」「京都市がすすめている」など、消防署や公的機関の名前を使って販売する。
- ②「今すぐ住警器を設置しないと罰せられます」と言って販売する。
- ③不当に高額な商品や粗悪な商品を販売する。



日本消防検定協会が鑑定し、国の基準に適合していることを示すマークが付いているものをご購入の目安としてください。

☎ 下京消防署(☎361・4411)

崇仁船鉾などが 京都市文化財に登録



祭礼の様子

この程、崇仁船鉾・十二灯装飾品一式が、市の有形民俗文化財として登録されました。崇仁船鉾・十二灯は、5月2日(日)の春日吉神社の祭

礼日に引き出される祭屋台で、現在は、船鉾2基と十二灯1基が保管されています。船鉾は昭和30年代後半以降、十二灯は第二次世界大戦以降に途絶えていたものを、かつて使用されていた木彫りや金工品を用いて復元装飾品の製作が、地域の祭礼に対する歴史を示すものであるとともに、十二灯形式の祭屋台は京都では鴨川筋のみ見られる祭礼文化と考えられています。

☎ 市文化財保護課(☎222・4112)

市税の基礎知識 Q&A

家を売ったら?

Q 私は平成17年12月に家を売りました。売買契約書を交わしたのが平成17年12月22日で、平成18年1月16日に所有権の移転登記を済ませています。

平成18年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書はどこに届くのでしょうか。

A 固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の土地及び建物の不動産登記簿に所有者として登記されている方を納税義務者として認定し、その年度1年分の税金を課税することになっています。

ご質問の場合、売買契約は平成17年12月に交わされていますが、平成18年1月1日現在の賦課期日に所有権の移転登記をされていませんので、平成18年度は納税義務者となるあなたの元へ納税通知書が送られることとなります。

☎ 固定資産税課(☎371・7196、7197)